様式第４号（第９条関係）（裏面）

記載要領

１　※印欄には、記載しないでください。

２　「主として従事する業務（職種）」欄には、次の表に該当する業務（職種）を記号で記載してください。

記号	業務（職種）	業務の定義
ア	船内作業	港湾運送事業法第２条第１項第２号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第２条第３号及び第４号に掲げる行為（港湾運送事業法第２条第１項第２号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）
イ	はしけ作業	港湾運送事業法第２条第１項第３号に掲げる行為
ウ	沿岸作業	港湾運送事業法第２条第１項第４号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第２条第３号及び第４号に掲げる行為（港湾運送事業法第２条第１項第４号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）
エ	いかだ作業	港湾運送事業法第２条第１項第５号に掲げる行為
オ	船舶貨物整備作業	港湾労働法施行令第２条第１号及び第２号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する同令第２条第３号及び第４号に掲げる行為（同令第２条第１号及び第２号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）
カ	倉庫作業	港湾労働法施行令第２条第３号及び第４号に掲げる行為（倉庫業法第２条第２項に規定する倉庫業のうち港湾労働法施行令第２条第３号に規定する港湾倉庫に係るものを営む者が行うものに限る。）

３　「公共職業安定所の紹介によらないで日雇労働者を雇用する理由」欄には、次の表に該当する理由を記号で記載してください。

記号	理由
ア	公共職業安定所に日雇労働者に係る求人の申込みをしたにもかかわらず適格な求職者がいないためにその紹介を受けることができないこと。
イ	公共職業安定所に日雇労働者に係る求人の申込みをし、公共職業安定所から日雇労働者の紹介を受けたにもかかわらず、当該日雇労働者が正当な理由がなく港湾運送の業務に就くことを拒み、又は当該事業主が正当な理由により当該日雇労働者の雇入れを拒んだ場合において、当該日雇労働者に代わる日雇労働者の紹介を受けることができないこと。
ウ	天災その他やむを得ない理由により緊急に港湾運送の業務を行う必要がある場合において、公共職業安定所に日雇労働者に係る求人の申込みを行ういとまがないこと。
エ	天災その他避けることができない事故により、公共職業安定所に求人の申込みをすることができないこと。
オ	職業安定法第20条の規定により、公共職業安定所から日雇労働者の紹介を受けることができないこと。

（日本産業規格Ａ列４）